

## 今月のトピックス

平成 30 年 4 月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ  
TEL 03-5356-6377  
TEL 048-781-2651  
URL <http://www.slmo.co.jp/>

### 【日本年金機構におけるマイナンバーへの対応について】

平成 30 年 3 月 5 日からは、これまで基礎年金番号で行っていた各種届出・申請についてもマイナンバーで行えるようになる他、住所変更届や氏名変更届の届出省略を開始しました。

マイナンバーを記入すれば基礎年金番号の記入が不要となる書類の一例

- \* 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
- \* 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届
- \* 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届
- \* 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届
- \* 健康保険・厚生年金保険 被扶養者（異動）（3号）届

◎健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届について、マイナンバーを記入した場合は住基ネットから日本年金機構が住民票上住所を取得することが可能となることから、**被保険者住所の記入を省略**できます。※マイナンバーを記載せず、基礎年金番号で手続きをする場合は住民票上住所を記載してください。居所で登録をしたい場合には、一旦住民票住所で資格取得した後に住所変更届にて居所登録を申請する必要があります。

◎基礎年金番号とマイナンバーの紐付けが出来た方については、**住所変更届及び被保険者の氏名変更届は届出を省略**することが可能となります。氏名変更について（協会けんぽに加入している事業所のケース）、氏名変更されたことが確認できた時点で新しい氏名の保険証を事業所宛に発送致します。ただし、被扶養者の氏名変更については従来通り届出が必要ですのでご注意ください。（健保組合に加入されている事業所は組合によって対応が異なりますのでご確認ください。）

### 【ハローワークにおけるマイナンバーへの対応について】

平成 28 年 1 月から雇用保険手続きの際、マイナンバーの記載が必要な届出には記載を求めてきましたが、記載が無い場合でも、手続き処理がされていました。平成 30 年 5 月以降、マイナンバーの記載が必要な届出等について、マイナンバーの記載が無い場合には補正の為返戻する場合がありますと発表がありました。マイナンバーの記載が必要な届出等は以下の通りです。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 介護休業給付支給申請
- ④ 育児休業給付支給申請
- ⑤ 高年齢雇用継続給付申請

① ② ③は届出の都度記載を、④⑤については初回申請時に記載すること。

上記内容につきましてご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。